

宇部市水道局職員懲戒審査委員会規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第二十五号

(設置)

第一条 職員の懲戒処分 of 公正を期するため、宇部市水道局職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の審査及び答申事項)

第二条 委員会は、水道事業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、水道局に属する一般職及び企業職の職員に対する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条に規定する懲戒処分の程度について審査し、答申するものとする。

(委員会の組織)

第三条 委員会は、副局長、局次長、各課等の長をもって組織する。

(委員長)

第四条 委員会に委員長一人を置き、委員長は、副局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の三分の二以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(説明又は意見の聴取)

第六条 委員会は、審査上特に必要があると認めるときは、本人又は関係者の説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第七条 委員長及び委員は、自己又は父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に關する事件については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(懲戒審査会)

第八条 第二条の規定にかかわらず、別表に掲げる非違行為に係る懲戒処分の程度の審査については、副局長、局次長、総務企画課長及び当該非違行為を行った職員の所属課等の長で行うことができるものとする。

2 副局長は、前項の規定により審査を行ったときは、速やかに審査結果を管理者へ報告するものとする。

3 副局長に事故があるとき又は副局長が欠けたときは、あらかじめ副局長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(その他必要な事項)

第十条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局職員懲戒審査委員会規程の廃止)

2 宇部市上下水道局職員懲戒審査委員会規程（平成二十七年管理規程第八号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に宇部市上下水道局職員懲戒審査委員会規程の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第八条関係）

非 違 行 為 の 種 類	
一般服務違反関係	欠勤、遅刻・早退、休暇の虚偽申請、勤務態度の不良、職場内秩序びん乱
交通事故・ 交通法規違反関係	人身事故のうち、人を死亡させ、又は重篤な障害を負わせた場合以外の場合 (飲酒運転及び著しい速度超過等の悪質な交通違反を除く)